区のサービス・手続き・施設のご案内は ★しんじゅくコール★
☎(3209)9999 午前8時～午後10時 FAX(3209)9900

誰もが生き生きと暮らせる新宿区を目指して

# 新宿区障害者計画・第3期障害福祉計画の素案がまとまりました

## 皆さんのご意見をお寄せください

公募区民・学識経験者・福祉関係者等で構成する障害者施策推進協議会での検討や、障害者地域自立支援協議会からの意見を基に、計画の素案を作成しました。計画の基本理念・基本目標・重点的な取り組み・障害福祉サービスの考え方等をお知らせします。

素案の全文は障害者福祉課、保健予防課（第2分庁舎分館1階）、広聴担当課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、あゆみの家、子ども総合センター、保健センター、障害者福祉センター、新宿福祉作業所、高田馬場福祉作業所、新宿生活実習所、区勤労者・仕事支援センター、特別出張所、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

**【問合せ】障害者福祉課福祉推進係**（〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎2階）☎（5273）4516・FAX（3209）3441へ。

## 新宿区障害者計画（21年度～29年度）

区の基本構想・総合計画・実行計画との整合性を図り、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。障害福祉計画の計画期間に合わせ、必要に応じて見直しています。

### 3つの基本理念

**◆障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現**

平成18年（2006年）12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値としてうたわれています。障害があることを理由に不当な扱いを受けたり、社会生活で不利益を被ることがあってはなりません。

区は障害の有無にかかわらず、それぞれの自己選択・自己決定が尊重され、地域の中で安心して暮らすことができ、区民一人一人が大切にされる地域社会を目指します。

**◆バリアフリー社会の実現**

障害がある方もない方も地域を構成する一員として共に支え合い、障害のある方が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するためには、すべての方が障害への理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会を通じて、物理的なバリア（障壁）のない安全な地域社会と、こころのバリアがない豊かな地域社会を目指します。

**◆必要なときに必要な支援が得られる地域社会の実現**

障害者が乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることが必要です。

区は障害者や家族の相談に的確に応じるほか、さまざまな分野との連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

### 3つの基本目標

基本理念を具体化するための方向として掲げます。

▼安心して地域生活が送れるための支援
▼ライフステージに応じた成長と自立への支援
▼地域社会におけるバリアフリーの促進

## 第3期新宿区障害福祉計画（24年度～26年度）

障害者自立支援法に基づき、3年ごとに計画を策定しています。障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込みと、その確保策を定めています。

**障害福祉サービスの必要量見込み**

第2期計画で23年度までに見込んでいる計画数値に対する実績と、今後のニーズを勘案し、24年度～26年度の必要量の見込みを算定します。また、障害者自立支援法の一部改正を受け、「同行援護」「地域移行支援」「地域定着支援」などの新しいサービスの必要量を見込みます。

**新宿区地域生活支援事業の必要量見込み**

第3期計画の計画期間に「相談支援」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」等の事業を実施する施設数、手話通訳などの「コミュニケーション支援」、「日常生活用具」の年間利用件数等を見込みます。

※計画数値は、今後、国・東京都が示す基本指針の内容と東京都における広域的調整を踏まえ、区が決定します。

**新宿区での利用者負担と負担軽減措置**

▼「障害福祉サービス」と「新宿区地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）」を同じ月に利用する場合には、合算して、障害福祉サービスの月額上限額を適用します。

▼急激な利用者負担の増を緩和するための経過措置として、国や都の制度と併せて負担軽減措置を実施し、「障害福祉サービス」「補装具」「新宿区地域生活支援事業」の定率負担「10％」を「3％」に軽減します。また、「就労移行支援」「地域活動支援センター」は、利用料を無料とします。さらに、区立の通所施設での給食費の負担を原材料費のみとする軽減措置を実施します。

▼障害者自立支援法の利用者負担の考え方を基本に、計画期間の26年度末（27年3月）まで区独自の負担軽減措置を実施することで、現行の負担水準を維持していきます。

## ご意見をお寄せください

### パブリック・コメント制度（意見公募）

今後、いただいたご意見を参考に、計画の策定を進めていきます。ご意見には住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は法人等の名称または学校名を記入してください（氏名等の個人情報は公表しません）。

**【提出先】**2月2日㈭までに**障害者福祉課福祉推進係**へ郵送（必着）・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページからも受け付けます。

# 新宿の魅力発見◆商店街探訪⑧

# 新大久保商店街振興組合

産業振興や地域の安全・安心を支えるなど、コミュニティの核となる商店街の取り組みを、シリーズで紹介しています（10回予定）。

**【問合せ】産業振興課産業振興係**☎（3344）0701へ。

### 優しい気持ちを忘れない天使のすむまち

JR新大久保駅から明治通りまでの大久保通り沿いに位置する新大久保商店街振興組合。韓国をはじめ多国籍な飲食店や物販店が並び、国際色豊かなまちが広がります。現在、外国の雰囲気を求めて多くの人が訪れ、エネルギッシュなまちとして注目されています。

新大久保駅周辺の午前10時～午後5時の歩行者交通量は、平日は約3万2千人、休日は約4万7千人で、来街者のうち約80％は新宿区外の方です（23年11月同組合調査）。

同組合では、日本だけでなく世界各国から集まる方にも、天使のような優しい気持ちを忘れずに接し、誰もが楽しく買い物ができるまちを目指して、平成18年1月、「天使のすむまち」宣言をしました。

22年5月には、食事や買い物をより楽しんでいただけるよう、各店舗を紹介した「新大久保にぎわいマップ」を作成しました。

最近では、来街者による歩道の混雑やごみ捨てのルールが守られない等の課題もあります。暮らす方も訪れる方も心地良く過ごせる環境を作っていくため、毎月第1・第3水曜日には大久保通りを清掃しています。また、町会や区・警察署等と協力し、まちの美化活動や放置自転車対策等にも積極的に取り組んでいます。

▲月2回実施の清掃活動

▶マップは同組合ホームページ（HPhttp://www.e-ios.co.jp/ookubo/）でもご覧いただけます

# 平成23年分 介護保険料の口座振替払込済通知をお送りします

65歳以上で介護保険料を口座振替（普通徴収）で納めている方に、1月17日㈫にお送りします。

介護保険料は、納めた全額が住民税や所得税の「社会保険料控除」の対象です。申告書に保険料の金額を記載する際に、この通知が必要です。大切に保管してください（通知を申告書に添付する必要はありません）。

口座振替以外の方は、次の方法で保険料の金額をご確認ください。

**★65歳以上で年金から引き落とし（特別徴収）の方**

日本年金機構から1月下旬に発送予定の「公的年金等の源泉徴収票」に、23年中に年金から引き落としで支払った社会保険料の金額が記載されています。23年中に介護保険料のほか後期高齢者医療保険料・国民健康保険料が年金から引き落とされている場合は、合算した金額です。

※遺族年金・障害年金を受給している方には「公的年金等の源泉徴収票」は発行されません。介護保険課資格係へお問い合わせください。

**★65歳以上で納付書で納付（普通徴収）の方**

納付書（領収証書）で確認してください。

※23年中に「普通徴収から特別徴収に変わった方」「他の区市町村から新宿区に転入した方」等は、それぞれの支払額の合計金額になります。

**【問合せ】介護保険課資格係**（本庁舎2階）☎（5273）4273へ。